

令和7年度
西高殿若葉幼稚園
(幼稚園型認定こども園)

重要事項説明書

学校法人 岡部学園

<重要事項説明書について>

入園にあたり、必ず内容をご確認ください。

ご不明な点がありましたら、園にお問い合わせください。

最終ページに保護者の方の署名が必要な箇所がありますので、本書に記入し、卒園までご家庭で保管して下さい。

なお、別途添付しています「同意・契約書」は、園に提出して下さい。

お子さまが、すこやかに育つために、保護者の皆さまにはご理解と、ご協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

学校法人岡部学園
西高殿若葉幼稚園
(幼稚園型認定こども園)

大阪市旭区高殿4丁目6番12号

TEL：06-6951-5205

<学園の理念>

人生のスタートにおいて、愛されながら、安心して過ごす中で、自分を精いっぱい発揮しながら、子どもが、子どもらしく過ごせる日常を提供する。

人や生きものを慈しむ心、旺盛な好奇心、物事に取り組む意欲、最後まであきらめない粘り強い心。集団の中での遊びや行事などを通じて、人と人とのかかわり合いやルールを学びながら、自ら育とうする力を子どもが日々体験する中で、保護者とともに感じ合い、学び、心身ともに健やかに成長できるよう保育を行います。

<めざすべき子ども像>

- 健康で、のびのびと行動する子ども
- 「きれい」「ふしき」「四季」を感じ取ることのできる感性豊かな子ども
- 物事に一生懸命取り組み、あきらめない心を持つ子ども
- 人の気持ちが分かる、やさしい子ども
- ルールを守り、仲よく遊べる子ども

<園からのメッセージ>

幼児期である3歳～5歳は、人の土台をつくり、生きていく力を培っていくとても大切な時期になります。子どもたちの未来を育むため、教職員が一丸となって、教育・保育に精いっぱい取り組んでまいります。

楽しさ、嬉しさ、発見、喜びや驚き、泣いたり、笑ったり、感動したり。

幼稚園生活では生きていく上での根源的な部分を感覚的に直接体験していくなかで、毎日の幼稚園生活が子どもたちにとって、かけがえのない日々となります。

子どもにとっての、この大切な3年間を、園と保護者の方が共に手を携え、共に見守りながら、保護者の方にとって、幼児期における子どもの成長を実感する貴重な時となるよう考えています。

～ 子どもをまんなかに、より良い人生のスタートをめざして～

○幼稚園は、環境を通して子どもが主体的に遊び、遊びを学びにつなげていける保育をします。

しかし、すべて幼稚園任せでは子どものより良い育ちに見落としが生じます。

園と家庭が一体となってはじめてその成果を発揮し、子育ての喜びへとつながります。

○幼児期の教育は、小学校以降の教育とは違い、何かができるようになるための保育ではなく、人格形成の土台である「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力」を様々な体験や遊びを通して、育つよう教育・保育をしています。

○幼児期に、文字が書ける・読める・足し算ができるための保育をするのではなく、子どもの興味・関心が高まる環境をつくり「文字を書いてみたい、手紙で気持ちを伝えたい・・」と自ら体験し、学んでいくことを大切にしています。

○教育・保育や行事の内容は毎年更新（内容や開催方法など）していきます。

「時代が変わっても変わらないもの、時代に合わせて変わっていくもの」

目まぐるしく変化する時代で、生きていく力や心を子どもたちに育んではほしいという思いをもって、常に子どもの育ちを考え、子どもたちといっしょに新しいことにチャレンジしていきます。

○幼児期の教育は結果（成果）がすべてではなく、過程（プロセス）がとても大切です。

作品・演奏・お遊戯など、物事（行事）の完成度ではなく、それらの活動の中で、人との関わり、新たな発見、取り組む姿勢、あきらめない気持ちなど、いわゆる「非認知的な能力」が育つことを大切にしています。行事（運動会や発表会等）は、保護者の方ための「行事」ではなく、子どもたち自身の「大きな育ち」のためです。子どもの育ちを考えて行事に取り組み、子どもの成長する姿から、結果的に保護者の方にその成長を喜んでいただければと考えています。

○子ども同士のケンカ（もめごと）は、育ちのひとつです。そんなやり取りの中で相手の気持ちに気づき、思いやる気持ちが育っていきます。また、相手に気持ちを伝える難しさを感じたり、子ども自らが葛藤を経験することで社会性が育ちます。言葉でうまく伝えることのできない子どもは叩いたり、かみついたりすることもあります。子ども同士のケンカは、保育者が間に入り、子どもの気持ちを聞いて、「何がイヤだったのか」「なぜ叩いたのか」を丁寧に聞き、ケンカを「育ちの機会」として捉え、子ども自らが理解していくよう援助します。状況にもよりますが、単に大人から「ごめんなさい」と言わせ、無理やり「仲直りさせること」が大切ではないと考えています。多少時間がかかる場合でも、相手の気持ちを知り、子どもが自ら「ごめんなさい」と心から思える気持ちを大切にしています。

○遊びや活動の中にはケガをするリスクもあります。単にリスクを取り除いてしまうのではなく、それらのリスクに対応する力を培うことで、子どもたちはより安全な判断力を身につけていきます。小さなケガの積み重ねが、大きなケガから身を守る力を育てます。いっさいケガをさせてもらっては困るとお考えの方は、この幼稚園での生活は難しいものと考えます。

○幼稚園は様々な環境で育った子どもたちが、集団（社会）生活を体験し、学び、人間形成の基礎を培う場です。その中で子ども同士が様々なぶつかり合いや葛藤が日々起こります。子どもたちのエネルギーあふれる行動の数々に対し、「お互いさま」という気持ちをもって、相手の受けたショックや悲しみをお互いに汲み取ることで親も子どもも成長して欲しいと考えています。

教育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人 岡部学園
所 在 地	大阪市旭区高殿 4 丁目 6 番 12 号
電 話 番 号	06-6951-5205
代表者氏名	理事長 岡部 宏明

2 事業の目的

西高殿若葉幼稚園は、義務教育及び、その後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育ならびに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

3 施設概要

施 設 の 種 類	幼稚園（幼稚園型認定こども園）			
施 設 の 名 称	西高殿若葉幼稚園			
施 設 の 所 在 地	大阪市旭区高殿 4 丁目 6 番 12 号			
連 絡 先	TEL:06-6951-5205 FAX:06-6951-5360			
園 長	岡部 宏明			
対 象 児	満3歳以上の小学校就学前の児童			
認 可 定 員 (合計 160名)	認定区分	3歳児(満3歳含む)	4歳児	5歳児
	1号認定	32	52	67
	2号認定	3	3	3
利 用 定 員 (合計 109名)	認定区分	3歳児(満3歳含む)	4歳児	5歳児
	1号認定	32	32	32
	2号認定	3	4	6
過去3年間の利用人数(各年度5月1日現在の数値)				
年度	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和4年度	37人	35人	32人	104人
令和5年度	34人	37人	35人	106人
令和6年度	21人	33人	37人	91人
開 設 年 月 日	昭和53年3月1日			
敷 地	全 体		893.88 m ²	
	園 庭		地上園庭 637.26 m ²	
園 舎	構 造		鉄鋼造陸屋根3階建	
	延床面積		622.26 m ²	
主 な 設 備	保育室	5室	遊戯室	1室
	職員室	1室	事務室	1室

4 提供する特定教育・保育の内容

当園は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守しながら、より良い教育・保育環境を提供するよう努め、幼児一人ひとりの特性に応じた心身の発達に必要な教育・保育を総合的に提供します。

5 職員配置（令和6年度10月現在）

職種	常勤	非常勤
園長	1	
副園長	1	
主幹教諭	1	
教諭・保育士	8	
保育補助職員		2
事務職員	1	
スクールバス運転手	1	
外部専門講師		4

6 教育・保育の提供時間・開園・休園日について

開園時間 7：30～19：00（11時間30分開園）

1号認定

開園日	毎週月～金曜日
基本利用時間	9：00～14：30
登園時間	8：30～ 9：00
降園時間	14：30（水曜日は14：00）※行事等、短縮保育あり（11：30降園）
教育時間	9：00～14：30
預かり・延長保育時間	早朝保育 7：30～8：30 預かり保育 保育終了後～17：00 ※（別途、預かり保育料金必要） 延長預かり保育 17：00～18：30 ※（別途、預かり保育料金必要）
休園日	土曜日・日曜日・祝日・創立記念日 11月25日（土日の場合は翌月曜日に振替） 春・夏・冬期休業日・年末年始、（園が定める期間） 土曜日及び日曜行事の場合、翌週月曜日は振替休日となります。

2号認定（短時間：利用時間8時間）

開園日	毎週月～土曜日
基本利用時間	9：00～17：00
登園時間	8：30～ 9：00
教育時間	9：00～14：30
預かり・延長保育時間	早朝保育 7：30～8：30 ※（別途、預かり保育料金必要です） 延長保育 17：00～19：00 ※（別途、預かり保育料金必要です）
休園日	日曜日・祝日 夏期（お盆期間8/12～16）・年末年始(12/29～1/3)

2号認定（標準時間：利用時間11時間）

開園日	毎週月～土曜日
基本利用時間	7：30～18：30 ※延長保育 18：30～19：00（別途延長保育料金が必要）

基本登園時間	8：30～9：00（7：30～登園可）
教育時間	9：00～14：30
休園日	日曜日・祝日 夏期（お盆期間 8/12～16）・年末年始（12/29～1/3）

○短縮（午前保育）、休園日について

1号認定児

- ・短縮保育日は午前保育（午前11:30まで）となります。
- ・各学期始業式及び終業式・進級式・個人懇談・行事前日及び園が定める日などがあり、事前にお知らせします。

1・2号認定児

- ・日、祝、年末年始（2号認定児は12/29～1/3）は休園です。（年末年始の休業日は土日の関係で休園日が変更になる場合もあります）

○行事等振替休日の保育について（2号認定児）

- ・土曜日行事（運動会・作品展など）の翌週月曜日は振替休日となります。但し、家庭保育が可能な場合は、ご家庭でお過ごしくださいますようご協力を願います。
- ・入園式、卒園式の日につきましては職員全員が参列しますので、家庭保育のご協力を願います。
※行事等振替休日に保育を希望する場合は、事前にご連絡（前月第3金曜日まで）のうえ、追加で保育当日の出勤証明書を提出していただきます。

○その他休園日について

- ・台風、その他災害、感染症拡大時など園児の安全が確保できない場合は臨時休園措置を行います。

○土曜保育について

- ・子どもにとって、家庭で過ごす時間は大切だと考えています。土曜日は両親のどちらかのお仕事がお休みの場合は、ご家庭でお過ごしください。
- ・土曜保育は2号認定児のみ対象となり、両親ともに土曜日を就業し、家庭保育が困難である場合のみとします。なお、土曜保育をご希望の場合は、前月第3金曜日までに連絡アプリ「コミュなび」より申し込みいただき、都度、出勤証明書等の提出が必要となります。

※行事振替休日の保育を希望する場合も同様です。

- ・土曜保育及び行事等振替休日利用に関して、当日利用の申し込みは、職員の配置上、対応が困難なため受け入れできません。
- ・土曜保育、行事振替休日の保育は、弁当協力日です。

7 預かり保育・延長保育について（1号認定）

- ・預かり保育は、子どもの生活面、情緒面を考慮して行います。お子さまの様子や特別に職員の配置が必要なお子さまに関しては、ご相談のうえ利用可否を判断させていただく場合があります。※満3歳児は、お子さまの発達に応じて判断させていただきます。1号認定児
- ・預かり保育については、1号認定・2号短時間認定・2号標準時間認定と、認定区分によって利用可能時間が異なります。よって、預かり保育・延長保育料金も異なります。（別途記載）
- ・保育認定については区役所が行いますが、保育認定の申請、変更については、必ず先に園にご連絡ください。
- ・預かり保育を希望する場合は、連絡アプリ「コミュなび」にてお申し込みください。

<預かり保育実施日について>

・月曜日から金曜日に実施します。但し、下記に記載の日は除きます。

土、日、祝日、進級式、入園式、卒園式、参観日、宿泊保育日、運動会、表現発表会①及び②、作品展、懇談会、行事振替休日、各行事の前日

<通常・午前保育の預かり保育・1号認定>

通常・午前保育日	預かり時間	利用料金	定員
早朝預かり保育	7:30～8:00	300 円	
	8:00～8:30	300 円	
預かり保育（通常保育）	14:30(水曜日は14:00)～17:00	700 円	35 名
預かり保育（通常保育・月極）	14:30(水曜日は14:00)～17:00	7,000 円	
預かり保育（午前保育・短）	11:30～14:30	800 円	35 名
預かり保育（午前保育）	11:30～17:00	1,000 円	
預かり保育（延長）	17:00～17:30	200 円	
	17:00～18:00	400 円	
	17:00～18:30	600 円	

※午前保育の預かり保育利用の方は、お弁当持参となります。

※預かり保育定員は、2号利用者、月極預かり申込者の人数を除した数となります。

<長期休業中の預かり保育・1号認定児>

長期休業日	預かり時間	利用料金	定員
預かり保育	8:30～14:30	800 円	35 名
	8:30～15:30	1,000 円	
	8:30～17:00	1,500 円	
延長預かり保育	17:00～18:30	200 円/30 分	

※長期休業中の預かり保育利用の方は、お弁当持参となります。

※預かり保育定員は、2号利用者、月極預かり保育申込者の人数を除した数となります。

<長期休業中の預かり保育実施期間>※年度により前後します

春期	3学期終了式翌日～3月30日
夏期	1学期終了式翌日～8月31日 ※土日祝、お盆期間は除く
冬期	2学期終了式翌日～12月27日

※新入園児は、春期（春休み）の預かり保育は利用できません。

8 預かり保育（2号・短時間認定）

通常・午前保育日	預かり時間	利用料金
早朝預かり保育	7:30～8:30	30分/300円
延長預かり保育	17:00～17:30	200円
	17:00～18:00	400円
	17:00～18:30	600円
	18:30～19:00	10分/500円

9 預かり保育（2号・標準時間認定）

延長預かり保育	預かり時間	利用料金
	18:30～19:00	10分/500円

10 給食について

給食は外部搬入による完全給食です。(納入はナフス南株式会社が行います。)

※在園期間中に納入業者の業者変更を行う場合があります。

給食提供日

1号認定	月～金曜日	<ul style="list-style-type: none">・遠足時は各自お弁当をお願いします。・午前保育の日、預かり保育を利用の場合は、各自お弁当をお願いします。
2号認定	月～土曜日	<ul style="list-style-type: none">・遠足時は各自お弁当をお願いします。・土曜日保育利用の場合は、お弁当持参、或いは、給食注文(要事前予約)となります。・長期休業期間は別途料金が必要です

・献立表は毎月末に翌月分を配布します。

・お休み、遅刻など、給食注文の関係上、必ず事前にご連絡下さい。

・毎年度、園指定のアレルギー調査票のご提出をしていただきます。

<アレルギー対応について>

・アレルギー対応マニュアルを作成しています。

・アレルギー調査票により、除去可能なものは除去食・代替食で対応します。

・個別の席での食事対応等につきましては、医師による診断書を提出して下さい。

11 送迎(登園・降園について)

<送迎について>

・通園は、徒歩・自転車・スクールバスでの送迎となります。

・バス乗車時を除く登降園中の保護責任は保護者です。通園児に交通事故、犯罪などに巻き込まれないよう注意し、時間に余裕を持った安全なルートを選んで送迎して下さい。

・送迎の際は、必ず保護者証を着用してください。紛失等、再発行の場合は、別途料金が必要です。

・自動車での送迎に関して、幼稚園門前、近隣住宅の玄関先、近隣住宅前の停車は禁止です。

<徒歩通園及び自転車通園>

・徒歩通園は、原則として徒歩か自転車での登園です。

・送迎には、必ず保護者、または、それに代わる方が付き添って下さい。(小学生は認められません)

・必ずお子さまと手をつないで登降園してください。

・自転車で送迎する場合は、交通マナーを守って安全に登降園して下さい。また、送迎の際、近隣住宅前、通用門前、幼稚園玄関前、バス出入口付近、公園出入口付近の駐輪は禁止です。

・送迎が終わりましたら速やかにお帰り下さい。園付近で立ち止まっての会話など、近隣への迷惑、車の通行による事故の原因にもなりますのでご協力よろしくお願ひします。

<バス通園>

・バス運行は、毎年、利用状況等により、ルート、送迎時間が変わることがあります。

・バス通園は月極で、往復、片道より選択してください。

・バス乗降は、年度初めに園が指定したバス停のみとなります。ご家庭の都合でバス停の日替わり変更はできません。

・妊娠及び出産後、臨時でバス月極利用することは可能です。(バス停は既存の停留所となります)

・土曜日、長期休業中、行事実施日(一部除く)のバス運行はありません。

<登園・降園時間について>

- ・登園時間は、午前8時30分から午前9時です。（バス通園は除く）
- ・1号、2号短時間認定児は、午前8時30分までの登園は早朝保育扱いとなり、別途料金が必要となります。
- ・1号認定児の降園時間は14時30分です。（毎週水曜日は14時）
- ・降園時間を過ぎてのお迎えは、預かり保育料金が必要となります。

<保護者以外の方がお迎えに来る場合>

- ・保護者以外の方がお迎えに来られる場合は、必ず保護者の方が事前に園にご連絡下さい。事前に連絡のない場合は引き渡しきれません。
- ・代理でお迎えの場合、代理の方の氏名、保護者との関係、保護者証の有無をお伝え下さい。
- ・きょうだいの送迎はお止めください。お子さまの送迎は、原則、保護者の方でお願いします。

<お休み、遅刻の連絡について>

- ・お休み、遅刻の場合は、必ず当日の午前9時までに、連絡アプリで連絡してください。

<感染症になった場合>

- ・感染症にかかった場合は必ず園に連絡してください。（出席停止となります）
- ・登園に際しては、完治し、感染の影響がない証明として、医師による意見書（登園許可書）の提出が必要です。

1.2 保育料及び諸費用

【毎月の費用】

保育料及び諸費用	1号認定	2号認定
基本保育料（月額）		0円
特定保育料（月額）		8,500円
行事費（月額）	月額350円を4月に年間分4,200円を一括徴収します	
給食費（月額）	月20日実施の場合	月24日実施の場合
	6,000円（内副食費4,000円）	7,200円（内副食費4,800円）
通園バス費（月額）利用者のみ	往復3,000円	片道1,500円（8月は請求しません）
預かり保育利用料 利用者のみ	7~9ページ参照	
PTA会費	月額800円を4月に年間分9,600円を一括徴収します	

※上記の金額は在園中に変更することがあります。

- ① 基本保育料（利用者負担額）
幼児教育・保育の無償化により0円です。
- ② 特定保育料 月額8,500円
当園独自の教育・環境をより充実させるための特定保育料です。
- ③ 行事費
遠足及び園外保育にかかる交通費、入場料、発表会にかかる衣装代です。
- ④ 給食費
1食300円×月の利用日数の請求となりますので月によって費用は変動します。
- ⑤ 通園バス費
年間のバス運行費及び維持費が含まれます。

⑥ 預かり保育利用料 P. 7~9 に記載

⑦ PTA 会費

PTA 会費は園が代理徴収し、会費は会の運営費として使用され、諸行事、誕生会、卒園記念品などで園児に還元されます。

※特定保育料、通園バス費については、自然災害及び感染症の流行などにおける一時的な休園措置を行う場合でも徴収します。(長期休園等の場合はその限りではありません)

【制服及び用品代等】

・制服代等 (制服・かばん・帽子・体操服・スマック・靴・靴下等)

入園時：制服一式 男女 約 33,000 円 (金額は購入枚数により変わります)

入園後：夏服一式 男女 約 18,000 円 (金額は購入枚数により変わります)

・用品代等 (おたよりホルダー・ねんど・はさみ・クレパス・お道具箱・かばん等)

入園時：約 13,500 円

※上記金額は在園期間中に変更することがあります。

【進級後にかかるその他費用】(実費徴収)

・宿泊保育代 約 8,200 円 (年長時に実費徴収します・参加は任意)

・卒園アルバム代 14,500 円 (年長時に実費徴収します・全員購入)

※上記の費用、内容は在園中に変更することがあります。

1.3 嘴託医

当園は、以下の医療機関と嘴託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	かなづクリニック
医院長名又は医師名	金津 正樹
所 在 地	大阪市旭区高殿三丁目 27 番 17 号
電 話 番 号	06-6951-1200

(2) 歯科

医療機関の名称	たろう歯科クリニック
医院長名又は医師名	山口 太朗
所 在 地	大阪市旭区高殿四丁目 7 番 12 号
電 話 番 号	06-4254-0418

(3) 学校薬剤師

機関の名称	横田薬局
医院長名又は医師名	横田 文子
所 在 地	大阪市旭区生江 1-9-17
電 話 番 号	06-6923-4073

保育時間中、園児がケガ、病状急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに保護者に連絡を行い、嘴託医または保護者の指定する医療機関を受診します。

1.4 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として、特別支援教育・障がい児保育を行っています。

1.5 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	・窓口担当者 甲把 玲奈 ・ご利用時間 9:00～15:00 ・電話番号 06-6951-5205 FAX 06-6951-5360 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	森脇 奈美 旭区民生委員高殿南地区主任児童委員

1.6 賠償責任保険の加入

当園では、以下の保険に加入しています。

保険会社	Chubb 損害保険会社 JK 保険（園総合補償制度）
加入保険	JK 保険（園総合補償制度）・主に園におけるケガ、事故の賠償責任を補償

1.7 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・AED 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1.8 虐待の防止のための措置に関する事項

児童虐待の防止などに関する法律に従い、虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに市町村及び都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所に通告します。また、職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ・園内及び外部研修への参加
- ・虐待防止マニュアルの作成、運用
- ・関係機関との連携

1.9 利用の開始に関する事項及び選考基準

(1) 1号認定子ども

本園が入園のための面接後、入園決定し、支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2) 2号認定子ども

区保健福祉センターの利用調整に基づき、当園に入園決定され支給認定を受けた保護者がその後、本園との面接によって入園許可を受け、本重要事項説明書等に同意された後によって選考された後に教育・保育の提供を開始します。

(3) 利用定員を超える入園申込がある場合は、抽選により入園者を決定します。（超えない場合は先着順で受付）但し、次に該当するものは、通常入園より優先的に入園することができます。

(1号認定子ども)

- ①兄弟姉妹が本園に在園中の場合、または同時に入園を希望する場合
- ②入園希望者の兄弟姉妹、保護者に卒園児がいる場合

(2号認定子ども)

保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められるし入認定こどもが優先的に利用できるよう区保健福祉センターが利用調整を行います。

※新入園児募集の場合、翌年4月1日より在籍、入園式後より登園開始となります。

※途中入園等の場合は、入園手続き後、園と保護者間で決めた日在籍及び利用開始日とします。但し、慣らし保育を行う場合があります。

2.0 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 所定の退園手続きが行われたとき
- (3) 子ども・子育て支援法に基づき、支給認定が取り消されたとき

2.1 利用契約の解除について

子どもの成長には、園とご家庭の信頼関係が大切です。何か問題があれば話し合いの場を持ち、解決策をとるよう努めますが、保護者との信頼関係が築けないと判断した下記の場合、やむを得ず退園していただくことがあります。

- (1) 無断で1ヶ月以上欠席したとき、又は保育料等納入金を2ヶ月以上滞納したとき
- (2) 以下に該当すると判断した場合
 - ・当園の教育・保育の妨げになるような行為
 - ・他の園児や保護者に強い不安を与えるような行為
 - ・園に対する保護者自身や我が子への特別な待遇やその他不当な要求
 - ・当園の保護者・園児として不適切な言動・行為
- (3) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

2.2 休園について

家庭の事情により休園を行う場合、必ず1ヵ月前までに休園届を提出して下さい。

また、休園する場合は、必ず園に事情をご連絡下さい。

※休園届は園よりお渡しします。

※休園期間中は、特定保育料、行事費、PTA会費は発生します。

※給食費につきましては、状況に応じて返金が発生する場合があります。

2.3 自己評価及び会計監査状況等の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
自己評価の実施状況	毎年度実施	ホームページにて公表

2.4 子ども子育て支援法第39条第3項、第5項のきていにより公表・表示された旨（適正運営をしていない等により大阪市より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

2.5 非常災害・緊急事態発生時等の措置について

台風、地震等の非常時の措置については下記の通りとします。

随時、連絡事項を保護者メールにてお知らせいたします。

<気象警報の発令について>

※台風接近中は、午前7時現在で大阪市に「暴風警報」が発出された場合は臨時休園とします。但し、その他特別警報が発出された場合は臨時休園とします。

※保育中に暴風警報が発出された場合など、状況に応じて保育を切り上げ、早目のお迎えをお願いする場合があります。(スクールバスの送迎は行いません)

※その他、大阪市からの要請、園の判断で臨時休園を行う場合があります。

<地震等による場合>

※午前7時までに中程度以上の地震が起きた時、園の判断で臨時休園を行う場合があります。

※登園後、保育中に地震等の自然災害が起きた時、緊急にお迎えに来ていただく場合があります。

※交通機関が停止し、直後のお迎えが困難な場合は必ず園にご連絡下さい。

<緊急避難場所>

1次避難所・・・西高殿若葉幼稚園園庭及び高殿南4公園

2次避難所・・・高殿南小学校（大阪市旭区高殿3丁目-10-30）

※上記以外の避難場所に移動する場合は、避難場所の掲示物を残すものとします。

<緊急事態時>

※緊急事態時は、各行政機関の通知、要請を精査し、臨時休園措置の連絡を行います。

※緊急事態の内容によって、留意点、臨時措置の内容は異なります。安全を確保するため園からの連絡を必ずご確認下さい。

2.6 個人情報の取り扱いについて

- 当園では、個人情報保護に関する基本方針に則り、取扱いについては細心の注意を払っています。幼稚園を利用する方々の個人情報については以下のよう取り扱うこととします。なお、特別な事情により不都合がある方は事前にお申し出ください。

【保護者の電話番号は公表しません】

園に通う他の保護者からの問い合わせであっても、必ず本人の許可を得ない限り伝えないようにしています

【保護者以外には答えられません】

ご家族以外の方でお子さまが保育を受けているか否か、保護者の職場や家庭についての問い合わせには応じません

- 肖像権の帰属について

保育中及び園主催の行事で撮影した写真などについての肖像権は、すべて園側に帰属します。但し、写真利用及び取り扱いについては、個人情報保護の観点から細心の注意を払っています。

- 幼稚園が取得した個人情報は、日々の教育・保育に利用するほか、職員会議、打合せ、医師や専門家による健康診断、発達相談、行政との事務手続き、園内の掲示、園だより、クラスだよりに使用する場合があります。

4. 保育中及び行事等で撮影した写真、動画など、園の情報発信のため SNS やホームページ、入園案内などに使用することがあります。個人写真を掲載する場合は氏名が特定されないよう十分な注意を払います。また、保護者から園児の写真掲載を希望しない場合は、必ず年度初めにお申し出下さい。(閲覧にパスワードが必要な在園児ページの掲載は除きます)
但し、集合写真、複数の園児との活動場面など、個人の氏名を特定できない写真は掲載する場合があります。

5. 保護者の方の撮影について

園行事等で、保護者の方が撮影した他の子どもの画像など、その子の保護者の同意を得ない限り、他人へ提供したり、SNS、動画投稿サイト等へのアップロードはトラブルの原因となりますのでおやめください。なお、トラブルがあった際、保護者個人の責任とし、園は一切関知しません。

6. 以下の場合について、保護者の同意を得ずに個人情報を取り扱えるものとします。(第三者への提供を含む)

※法令に基づく場合

※園児の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合

※幼稚園が業務の一部を委託している場合、その業務の範囲内において

2.7 その他、利用に関する事項について

<服装について>

本園は、制服、制帽及び靴類など服装に指定があります。園指定のものを着用して下さい。また、時期により服装が変わります。服装の変更時期についてはプリント等でお知らせします。

<費用について>

特定保育料は、指定の口座から毎月 27 日に自動引き落としされます。

<保護者との連絡について>

連絡事項については、連絡アプリ「コミュなび」及びプリントで行います。園からの連絡は必ずご確認下さい。また、保護者からの欠席、早退、遅刻、その他連絡事項などは連絡帳または「コミュなび」でも行えます。

<臨時休園について>

- 台風や災害、感染症の拡大など、園児の安全が確保できない場合は臨時休園を行います。

<慣らし保育について>

- 入園当初は園の生活に慣れていただくために「慣らし保育」を 1 週間程度行います。
この間、保育時間を短縮し、お子さまが少しづつ園に慣れていただけるようにしますのでご協力ををお願いします。

<園児の健康管理について>

- 教育・保育時間中に 37℃以上の発熱や体調不良で保育が困難な時は、保護者の方に連絡しお迎えに来ていただきます。また、発熱等がない場合でも、嘔吐、下痢、その他体調の不良など、身体の異常、体調が優れないと判断した時はご連絡させていただき、場合によっては園までお迎えに来ていただきます。
- 法定伝染病にかかった場合は、必ず本園に連絡し、医師の指示に従って休ませるようにして下さい。治癒後、登園する際には、医師による登園許可書（意見書）の必要事項にご記入のうえ、園ま

でご提出いただきます。

- ・園での投薬は止むを得ない場合のみ与薬依頼書で受付ます。その場合、必ず与薬依頼書の提出をお願いします。
- ・園で発生したケガについては、ケガの程度により園で判断し、保護者と連絡を取ったうえで近隣の医療機関で受診します。

<保育中のケガ・ケンカ・子ども同士のトラブルについて>

大切なお子さまが毎日、安全に楽しく過ごせるよう十分な配慮を心掛けています。しかし、幼児期の発達過程において、「ひっかき」や「かみつき」等の行動や日々の生活で「転んだり」「ぶつかったり」「つまづいたり」することでケガをしてしまうことがあります。「かみつき」や「ひっかき」は、まだ言葉で伝えることができない子どもの表現のひとつです。成長過程での行動の一つとして、集団生活で起こり得ることとしてご理解下さい。また、小さなケガの経験は、大きなケガから身を守る力を育てます。小さなケガの積み重ねは、成長過程における大切な経験としてご理解をお願いします。

<その他>

- ・お子さまの発達面で気になるところがあれば、必ず事前にご相談下さい。（お子さまに教員1人を配置しなければ教育活動が難しい場合は、入園を検討させていただく場合があります。）
- ・園における宗教活動、政治活動、営利活動は禁止です。個人の思想、信仰は自由ですが、園において他者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。
- ・当園の敷地内はすべて禁煙です。
- ・重要事項説明書の記載内容は必要に応じて変更し、変更する場合、手紙（書面）にて通知を行います。また、変更内容に異議がある場合、所定の書面をもって申し立てを行っていただくようお願いします。

本重要事項説明書をお読みいただき、別途、本園入園にかかる同意・契約書2部に署名・捺印し、1部は保護者の方が保管、1部を園にご提出ください。

学校法人岡部学園

幼稚園型認定こども園 西高殿若葉幼稚園

重要事項説明にかかる同意書及び特定教育・保育にかかる契約書

学校法人岡部学園 御中

私は、子どもを貴園に入園、進級させるにあたり、特定教育・保育について貴園の利用に関する重要事項の説明を受け、同意したうえで貴園と契約いたします。

令和 年 月 日

保護者住所 : _____

保護者氏名 : _____

幼児との続柄 : _____

()

幼児氏名 : _____

幼児の生年月日：令和 年 月 日 生れ

住所

大阪市旭区高殿4丁目6番12号

設置者

学校法人 岡部学園 西高殿若葉幼稚園（幼稚園型認定こども園）

理事長 岡部 宏明